



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*42 児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票を定める規則 (子ども未来課)

\*43 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 ( " )

### ○ 告示

512 平成20年度県立美術館の入場料 (教育委員会)

513 平成20年度県立博物館の使用料 ( " )

514 平成20年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料 ( " )

515 平成20年度県立自然博物館の入場料 ( " )

### ○ 和歌山県訓令、和歌山県教育委員会訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

\*1 地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令 (青少年・男女共同参画課)

\*2 和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令 ( " )

### ○ 訓令

\*21 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)

\*23 和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)

## 規 則

### 和歌山県規則第42号

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の児童委員の身分を証明する証票の様式は別記第1号様式とし、同法第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6の児童の福祉に関する事務に従事する職員の身分を証明し、及び示す証票の様式は別記第2号様式とする。

### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証

票の様式を定める規則(平成13年和歌山県規則第64号)は、廃止する。

別記第 1 号様式

(表)

証 票	
第 号	所 属
	職 名
	氏 名
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する児童委員であることを証明する。	
年 月 日	
和歌山県知事 印	

54

← 85 →

(mm)

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(出頭要求等)

第 8 条の 2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

(立入調査等)

第 9 条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 (省略)

(再出頭要求等)

第 9 条の 2 都道府県知事は、第 8 条の 2 第 1 項の保護者又は前条第 1 項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 (省略)

別記第2号様式

(表)

証 票

第 号

所 職 氏

年 月 日

和歌山県知事

印

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

54

(mm)

85

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

第 8 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 9 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 10 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 11 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 12 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 13 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 14 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 15 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 16 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 17 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 18 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 19 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

第 20 条 (児童虐待の防止等) 児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項、第1項、第9条第1項及び第2項に規定する児童並びに第9条の3第1項に規定する職員であることを証明する。

85

(mm)

和歌山県規則第43号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和62年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第31条の次に次の3条を加える。

（児童自立生活援助事業の開始の届出）

第31条の2 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届（別記第22号様式の2）によらなければならない。

（児童自立生活援助事業の変更の届出）

第31条の3 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業変更届（別記第22号様式の3）によらなければならない。

（児童自立生活援助事業の廃止又は休止の届出）

第31条の4 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業廃止（休止）届（別記第22号様式の4）によらなければならない。

第37条を次のように改める。

（保育士試験の公表）

第37条 法第18条の8第1項に規定する保育士試験の期日、場所その他必要な事項は、あらかじめ公表するものとする。

第38条を削り、第39条を第38条とする。

別記第20号様式（裏）及び第20号様式の2（裏）中「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない」に改める。

別記第22号様式の次に、次の3様式を加える。

別記第 22 号様式の 2 (第 31 条の 2 関係)

児童自立生活援助事業開始届

和歌山県知事 様 年 月 日

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 氏 名 印

次のとおり児童自立生活援助事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業を行おうとする区域 (市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 6 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員
- 7 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、定款その他の基本約款を記載した書類を添付してください。

別記第 22 号様式の 3 (第 31 条の 3 関係)

児童自立生活援助事業変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ) 印  
氏 名

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

事業の種類		
変更した事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日		年 月 日
参考事項		

別記第 22 号様式の 4 (第 31 条の 4 関係)

児童自立生活援助事業廃止 (休止) 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 氏 名 印

次のとおり児童自立生活援助事業を廃止 (休止) しますので、届け出ます。

事業の種類	
廃止 (休止) しようとする年月日 (休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間)	年 月 日 (から 年 月 日まで)
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
参 考 事 項	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第512号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第23項第1号の規定により、平成20年度の県立近代美術館の入場料を次のとおり定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別企画展入場料

(1) 「ルオーの〈ミセレーレ〉－人間へのまなざし－」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2) 「点と面積の詩情－上前智祐・山中嘉一・坪田政彦－」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 企画展入場料

(1) 「叙情の様式」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2) 「共作×共鳴×共感・ともに作られた作品たち」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(3) 「彼岸の美術」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

3 常設展・「美術百科」展入場料

	個人	団体
一般	310円	250円
大学生	210円	160円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 特別企画展又は企画展の入場者は、特別企画展又は企画展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 ミュージアムぐるっとパス関西2008を使用する場合は、常設展の入場料を無料とし、又は特別企画展若しくは企画展の入場料を団体割引の料金とする。
- 5 和歌山県立博物館の入館券を提示する場合は、当該入館券の日付が入場する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
- 6 和歌山県立近代美術館メールマガジン会員であって、有効期限の切れていない最新号のメールマガジンをプリントアウトしたものを提示する場合は、当該プリントアウト1枚につき4人までの入場料を団体割引の料金とする。
- 7 「城まち」1日周遊切符を持参する場合であって、当該券面記載の日付が入場する当日のものであるときは、入場料を団体割引の料金とする。

和歌山県告示第513号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第24項の規定により、平成20年度の県立博物館の使用料を次のとおり定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

(1) 「田辺・高山寺の文化財」

区 分	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2) 「木食応其0G0－秀吉から高野山を救った僧－」

区 分	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料



2 常設展・企画展入場料

区 分	個人	団体
一般	260円	210円
大学生	150円	120円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
  - 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
  - 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
  - 4 ミュージアムぐるっとパス関西2008を使用する場合は、常設展若しくは企画展の入場料を無料とし、特別展の入場料を団体割引の料金とする。
  - 5 和歌山県立近代美術館の入場券を提示する場合は、当該入場券の日付が入館する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
  - 6 「城まち」1日周遊切符を持参する場合であって、当該券面記載の日付が入館する当日のものであるときは、入場料を団体割引の料金とする。
- 3 音声ガイド使用料

区 分	一人(1回)
一般(大学生以上)	200円
高校生以下	100円
障害者	無料

和歌山県告示第514号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第25項の規定により、平成20年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料を次のとおり定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

	個人	団体
一般	350円	290円
大学生	210円	160円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	170円	140円
大学生	80円	60円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。

和歌山県告示第515号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第26項の規定により、平成20年度の県立自然博物館の入場料を次のとおり定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

常設展・特別展入場料

	個人	団体
一般	460円	340円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。

和歌山県訓令、和歌山県教育委員会訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和歌山県訓令

和歌山県教育委員会訓令第1号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般  
振興局  
保健所  
警察署

地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令

地方青少年対策部規程(平成10年和歌山県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務室長」を「総務企画室長」に改め、同条第4項中「総務室」を「総務企画室」に改める。

別表伊都地方青少年対策本部の項中「妙寺警察署」を「かつらぎ警察署」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令

和歌山県教育委員会訓令第2号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般  
振 興 局  
保 健 所  
警 察 署

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令

和歌

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程（平成11年和歌

和歌

山県訓令

山県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

山県警察本部訓令

第2条第2項及び第3項中「青少年課」を「青少年・男女共同参画課」に改める。

第3条第2項の表中「青少年課」を「青少年・男女共同参画課」に、「商工労働総務課」を「商工観光労働総務課」に、「労働企画課」を「労働政策課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第21号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報処理規程（昭和62年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(情報統括責任者)

第2条の2 県行政全般において情報処理システムの運用管理を統括するため情報統括責任者を置く。

2 情報統括責任者は、副知事をもって充てる。

(情報統括責任者補佐)

第2条の3 情報統括責任者を補佐するため情報統括責任者補佐を置く。

2 情報統括責任者補佐は、IT統括監をもって充てる。

第3条第1項中「企画部IT推進局長（以下「IT推進局長」という。）」を「情報統括責任者」に、「の実務指導」を「必要な研修」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 情報統括責任者は、総合的な情報処理システムの確立及び情報の行政施策への有効活用を図るため必要な施策の推進を行うものとする。

第3条第3項中「IT推進局長」を「情報統括責任者補佐」に、「情報システム課長」を「情報政策課長」に、「情報システム課所管コンピュータ」を「情報政策課所管コンピュータ」に改める。

第4条中「IT推進局長」を「情報統括責任者」に改める。

第5条中「情報システム課所管コンピュータ」を「情報政策課所管コンピュータ」に、「情報システム課長」を「情報政策課長」に改める。

第6条第2項中「情報システム課長」を「情報政策課長」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 情報政策課所管コンピュータ利用

第9条中「IT推進局長」を「情報統括責任者補佐」に、「情報システム課所管コンピュータ」を「情報政策課所管コンピュータ」に改める。

第10条中「情報システム課所管」を「情報政策課所管」に、「情報システム課長」を「情報政策課長」に改める。

第11条中「情報システム課所管コンピュータ」を「情報政策課所管コンピュータ」に、「情報システム課長」を「情報政策課長」に、「情報システム課職員」を「情報政策課職員」に、「情報システム課所属外」を「情報政策課所属外」に改める。

第12条中「情報システム課長」を「情報政策課長」に改める。

第13条中「情報システム課長」を「情報政策課長」に、「情報システム課所管コンピュータ」を「情報政策課所管コンピュータ」に、「IT推進局長」を「情報統括責任者補佐」に改める。

第15条中「IT推進局長」を「情報統括責任者補佐」に、「情報システム課所管コンピュータ」を「情報政策課所管コンピュータ」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第23号

庁中一般

各地方機関

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程（平成16年和歌山県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「総務室」を「総務企画室」に改める。

第4条第2項第1号中「知事室長」の次に「、監察査察室は監察査察監」を加える。

別表機関の項中「振興局総務室」を「振興局総務企画室」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。